

豊教教生第 460 号
令和 8 年 2 月 5 日

登録団体代表者 様

豊見城市教育委員会
生涯学習振興課長

令和 8 年度 学校施設の定期利用申込(一般団体)について (通知)

平素より、本市の学校施設開放事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。市内小中学校の体育館・運動場等は、スポーツ、レクリエーション、学習の場として活用していただくなため、広く市民の皆様へ一般開放しております。また、施設の効率的な利用を図るため、希望する団体には優先して予約申請ができる「定期利用制度」を設けております。ただし、特定の団体による定期利用の長期化・固定化を避けるため単年度毎の承認とし、今年度登録分は 3 月末をもって失効となります。

つきましては、令和 8 年度に向けた新たな学校施設定期利用団体を編成するため、下記のとおり定期利用の申込みを受け付けます。別紙「注意事項」を必ずお読みいただき、お申込みください。希望施設が重複する場合には、抽選を行いますので予めご了承ください。

なお、豊見城中学校においては、体育館入口に設置してある専用フォームにて利用後の状況報告が必須となります。

記

【申込方法】

「学校施設定期利用申込書」に必要事項を記入し、生涯学習振興課（豊見城市立中央公民館内）へ提出してください。詳細は、別添「注意事項」参照。

提出期限：令和 8 年 2 月 27 日（金） ※期限厳守

提出方法：窓口へ持参、郵送、FAX またはメール（下記連絡先宛て）

その他：
・希望が重複した団体には、令和 8 年 3 月 3 日（火）までにお電話にてお知らせします。

・事務局からのご連絡がない場合には希望した施設で確定となりますので、3 月 15 日（日）よりシステムからご予約いただけます。

【抽選会】　日時：令和 8 年 3 月 5 日（木）19：30～

場所：豊見城市立中央公民館 1F 会議室

※希望施設が重複した団体のみが対象となります。

※事務局（生涯学習振興課）にて抽選を行い、当落をご報告します。

※希望する団体は、代表者による抽選を行っていただけます。

【連絡先】

豊見城市教育委員会 生涯学習振興課 社会体育班
〒901-0214 豊見城市字平良 467 番地 1
TEL : 098-850-3591 FAX : 098-850-2374
E-mail : shakaitaiku-g@city.tomigusuku.lg.jp

注意事項

定期利用申込に関する諸注意

- 使用料のお支払いをせずに使用される団体が見受けられます。令和7年4月1日から令和8年1月31日までの利用で未納がある団体につきましては、令和8年2月27日（金）までに未納分をお支払いください。お支払い頂けない場合、定期利用の申込を受け付けることができませんので予めご了承ください。
未納分の確認方法：予約システム「マイページ」→「履歴の確認」→「不來場」の予約「詳細/表示」→「コンビニでのお支払いはこちら」→未納の予約が一覧で表示されます（学校毎）。
支払方法：窓口またはコンビニ払い
- 体育館や運動場等の鍵を借りる際は、必ず「豊見城市立学校施設使用許可書兼領収書（以下、許可書）」の提示をお願いします。鍵の借用の際、許可書の提示がない団体へは原則、鍵の貸出を行いませんので、ご了承ください。
(提示は許可書の原本、写し、写真、データ、いずれでも可。ただし予約画面は不可)
- 利用時間内にも、必ず上記の許可書を持参してください。体育館利用においては、学校にて委託事業者が許可書の確認を行います。許可書の提示がない場合には、利用をお断りさせていただきます。
(提示は許可書の原本、写し、写真、データ、いずれでも可。ただし予約画面は不可)

「豊見城市立学校施設使用許可書兼領収書」の見本

豊見城市立学校施設使用許可書兼領収書			
令和6年2月7日			
次のとおり、豊見城市立学校施設の使用を許可します。			
豊見城市教育委員会 教育局 豊見城学習振興課			
登録番号	G0001		
団体名	生涯学習振興課		
住所	沖縄県豊見城村字豊崎1		
責任者	氏名	連絡先	350-3591
使用施設	所安小学校	使用目的	
活動場日		活動人数	20人
利用日	利用時間	許可範囲	使用料
令和6年2月7日(水)	20:00 ~ 22:00	体育館 舞台側	500円
備用内容			
小計		500円	
備考欄(差引欄)		合計	
		500円	
上記使用料を領収しました。			
【特記事項】 鍵を借りる際は、必ず許可書(コピー)を提示してください。 特別利用料(例)に「鍵を使用する場合は、18時以降に受け取り、22時30分までに返却して下さい」とあります。 ・鍵の返却の遅れ、施設の撤退をお願いします。 ・本料金は、施設利用のみの許可となります。施設の備品借用を希望する場合は、直接料金を支払ってください。 ・駐車料金は、以下の場合はご利用ください。それ以外の駐車は禁止します。 ○施用料について ・使用料は前払いです。 ・使用料には「施設使用料」と「備品借用料」が含まれています。減少料金の場合は「施設使用料」です。 ・既に納入された使用料は返還しません。但し、施設の運営の中断があった場合や、天災等での不可抗力を除く場合は、施設の運営料金を返却させていただきます。 ・使用料の領収の場合は、必ず本領収本を提出してください。刷り落された場合、振替不可となりますのでご注意ください。			

左の許可書をご提示ください。

- 原本→○
- 原本の写し→○
- 写真→文字が見える場合○
文字が見えない場合×
- スマホ画面（許可書データ）→○
- 下の予約画面→×

申込内容詳細 :: 【生涯学習振興課】

予約番号 : 300665	
施設	総合公園 テニスコート 人工芝コートA
利用日時	令和6年2月14日(水) 21:00 ~ 22:00
目的	
予約・抽選状況	予約
予約状態	本予約
施設使用料	480円(入金済)
申込日	令和6年2月14日(水)

4. 定期利用として登録できる施設は、1団体につき週1回、1会場、半面（運動場、武道場は全面）です。
5. 申し込みができるのは第1希望のみです。申込書の各欄に2つ以上○があった場合は全て無効とします。
6. 重複がなければ、そのまま申し込んだ施設が定期利用施設となります。重複の場合は抽選となり、事務局（生涯学習振興課）にて抽選を行い、当落をご報告します。
希望する団体は、代表者が抽選にご参加いただけます。抽選に漏れてしまった団体は、空いている施設から第2希望を選択することができます。
7. 定期団体は、毎月15日～24日までの10日間が翌月分の優先予約期間となります。25日以降は優先権が解除され、他の団体も予約が可能となりますのでご注意ください。
8. 下記施設は8月～11月の間、市体育協会による県民体育大会へ向けた練習会場となるため曜日によっては利用できない場合があります。その旨、ご了承いただける団体のみお申し込みください。
(対象施設)
体育館：長嶺中学校、豊見城中学校、長嶺小学校、とよみ小学校、豊崎中学校
運動場：豊見城小学校、長嶺小学校
9. サッカー・フットサルでの学校体育館利用はできません。
10. 《利用マナーの厳守》
学校施設利用に際し、ゴミやタバコの吸い殻の散乱、出入り口や窓の施錠及び消灯忘れ、駐車マナーの悪さ、器具備品の破損や体育館の床に傷を付けたり、テープを貼る等の報告が多数あります。特に、学校敷地内は禁煙ですので、施設をご利用する際は、敷地内にて喫煙する事がないよう、お願いします。なお、喫煙者等を見かけた場合は、豊見城市教育委員会生涯学習振興課（098-850-3591）までご報告をお願い致します。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。子どもたちの学び場である学校施設を借用しているという自覚を持って利用していただきまますようお願いします。
11. 豊見城中学校については、体育館入口に設置してある専用フォームにて利用後の状況報告が必須となります。報告が無い場合は、使用許可を取消し又は使用停止などのペナルティを課すこととなりますのでご注意ください。

学校施設使用規定

市内に存する学校施設（運動場、体育館その他の体育施設及び教育長が認める教室）に関して、適正な使用に係る事項について下記のとおり定めます

使用許可団体

学校施設は、市内在住及び在勤若しくは在学する者 10 名以上で構成し責任者を配置し、市教育委員会に登録された団体（以下「登録団体」）のみ使用が可能です。

（豊見城市立学校施設の開放に関する規則第 5 条第 1 項）

団体登録申請

団体登録申請は所定の申込用紙に必要事項を記入し、生涯学習振興課へ提出してください。登録完了後に予約システムで使用する登録番号（ID）、パスワード及び利用登録証を発行します。

使用許可申請

登録団体が学校施設を使用したい場合は、予約システムにて使用したい日時、施設を予約し、生涯学習振興課へ「施設使用許可申請書」を提出してください。使用料納付後に許可書兼領収書を発行します。

⇒毎月 15 日から翌月分の予約申請受付開始

(1) 15 日～24 日までは定期団体の予約受付期間とします。

予約制限　定期団体（1 団体につき、週 1 回、1 施設、半面、20：00 以降）

スポーツ少年団（1 団体につき、週 6 回以内、20：00 まで）

(2) 25 日以降は予約制限を解除し、空いていれば施設、時間帯に関わらず予約が可能です。但し、土日祝の 9：00～18：00 の時間帯については、スポーツ少年団を除き事前に生涯学習振興課との調整が必要です（中学校施設については使用者側で事前に学校と要調整）。

※定期団体については 3 ヶ月以上定期使用がない場合、定期使用を解除します。

※スポーツ少年団は毎月第 3 日曜日が「家庭の日」のため施設使用ができません。

減 免

登録団体は施設使用料が免除（区分によっては照明使用料も免除）となります。施設使用申請の際に「施設使用許可申請書」と共に「使用料減免許可申請書」の提出が別途必

要です。この申請書の提出がない場合は、登録団体であったとしても施設使用料は減免となりません。

施設開放時間及び使用料

施設開放時間及び使用料は下表のとおりです。表に記載された金額は 1 時間あたりの額となります。

○体育館・武道場

施設開放時間 ／ 平 日 18：00 ~ 22：00

土日祝 9：00 ~ 22：00

目的	入場料	施設使用料 (全面)	照明使用料 (全面)	備考
スポーツ	有	1,000 円	1,000 円	
	無	500 円	500 円	照明料 (半面) 250 円
その他	有	2,000 円	2,000 円	
	無	1,000 円	1,000 円	

※武道場の使用目的は「スポーツ」のみ対象となり、照明使用料は 500 円 (全面のみ) となります。

○運動場

施設開放時間 ／ 平 日 18：00 ~ 22：00

土日祝 9：00 ~ 22：00

目的	入場料	施設使用料	照明使用料
スポーツ	有	800 円	1,000 円
	無	400 円	20：00 ~ 22：00
その他	有	1,600 円	※豊見城小、長嶺小のみ
	無	800 円	

※ナイター設備がない学校の運動場は夜間利用ができません。

使用許可条件

- ① 施設使用の際は使用許可書（コピー可）を必ず携帯し、必要に応じて提示すること。
特に施設の鍵を借用する際は必ず提示。提示できない場合、鍵の借用不可。
- ② 施設を棄損又は紛失したときは、直ちに学校長へ報告し、現状に復するか損害を弁償すること。
- ③ 許可された利用時間内に片づけまで済ませ、次に使用する団体の妨げにならぬよう速やかに退出すること。
- ④ 18歳未満（学生含む）の利用は、大人同伴であっても 20:00 までとする。
- ⑤ 使用料を納付し予約が確定した後であったとしても、急遽学校行事等に供する必要が生じた場合は、予約取消等の調整に応じること。その際、既に徴収した使用料は次回以降に振替対応とする。
- ⑥ 施設使用後は片付け、整備、消灯をすること。長嶺中学校・伊良波中学校を使用する団体は機械警備の設定（OFFにする）まで。
- ⑦ 貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難について管理者は一切の責任を負わない。
- ⑧ 施設錠後は、速やかに鍵を返却すること（夜間利用者は片付けを含め 22:00 までに施錠し、遅くとも 22:30 までに鍵を返却すること）。
- ⑨ 施設使用中、自己の過失により生じた怪我や事故について、管理者はその責任を負わない。使用者の責任においてスポーツ傷害保険等に加入すること。
- ⑩ 施設使用にあたって管理者から指示がある場合は、その指示に従うこと。

禁止事項

- ① 学校施設内での喫煙・飲酒
- ② 駐車場以外の場所への迷惑駐車
- ③ 営利を目的とした活動（塾、教室等）
- ④ 団体未登録、施設使用未許可での施設利用
- ⑤ 許可を受けた目的・施設以外での使用
- ⑥ 使用許可書の第3者への又貸し
- ⑦ 施設の鍵の複製
- ⑧ 鉄製スパイクの使用
- ⑨ 近隣住民への迷惑行為
- ⑩ その他マナー違反行為

※上記事項が守られない団体は、使用停止または団体登録抹消となる場合があります。

※注意勧告を行ったにも関わらず改善が見られない場合は、一定期間施設全体の使用を停止します。その際、当該施設を使用している全ての団体が対象です。

令和8年度沖縄県民体育大会 各種練習会場

種目	練習会場	期間	曜日	時間
ソフトボール女子	長嶺小学校	7月～11月	月、水	20：00～22：00
ソフトボール男子	豊見城小学校	8月～11月	火	20：00～22：00
バスケットボール	豊見城中学校	9月～11月	月、水	20：00～22：00
バドミントン	長嶺中学校	9月～11月	火、金	20：00～22：00
バレー男子	豊見城中学校	9月～11月	火、木	20：00～22：00
バレー女子	とよみ小学校	9月～11月	水	20：00～22：00
〃	長嶺小学校	9月～11月	金	20：00～22：00
ハンドボール	R8より豊崎中学校	9月～11月	月、水	20：00～22：00